

大 個 審 第 1 7 号  
(答 申 第 3 6 2 号)  
令和 2 年 8 月 3 1 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 長谷川 佳彦

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和 2 年 8 月 2 5 日付け障生第 **1540** 号で諮問のありました、府立こんごう福祉センター（しいのき寮・すぎのき寮）への見守りカメラ設置に係る大阪府個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 7 号に規定する個人情報の本人収集の原則に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 見守りカメラの設置及びこれらにより個人情報を収集することについて、同意を得ることが可能な入所者にはできる限り同意を得るように努めるとともに、面会者等及び職員に対しても、施設内における紙面の掲示や口頭による通知等の方法により、十分周知すること。
- 2 本件において収集した個人情報の管理に関しては、見守りカメラの管理要綱において、管理責任者、個人情報取扱者、保管場所及び保管期間等について明記し、漏えい・流出等が起こらないよう十分留意するとともに、当該情報を保有する必要がなくなったときは確実かつ速やかに廃棄又は消去をすること。
- 3 本件において収集した個人情報の利用は、児童による自傷・他害行為等の問題行動の把握及びその課題解決、並びに児童の安全な生活環境の確保及び効果的な支援の推進等を目的としたものに限定すること。
- 4 今後、当審議会の答申において承認した箇所以外に見守りカメラを設置し、個人情報の収集を行う場合は、あらかじめ当審議会に諮問すること。
- 5 見守りカメラの設置後、おおむね 1 年後を目途に、運用状況について、当審議会への報告を行うこと。

（答申に関与した委員の氏名）

長谷川佳彦、島田佳代子、近藤亜矢子、嵯峨嘉子、西上治、丸山敦裕